

建設工事関係者連絡会議設置要綱

1 趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立し、防災設備の整備等に伴う建設工事の増加に伴い、全国的に建設業の人材不足が深刻になり、人材の質の維持や現場管理に支障を来すことが懸念されるところである。

また、米子労働基準監督署管内における建設業の労働災害発生状況は、全産業に占める労働災害件数の割合が依然として高く、平成 24 年以降の休業 4 日以上死傷者数も増加傾向にあり、極めて憂慮すべき状況にある。

このような状況に対処するためには、工事を施工する建設事業者の取組だけでなく発注機関が工事の安全衛生にこれまで以上に配慮した発注条件で発注を行うことや、発注者、施工者、労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていく必要がある。

このため、米子労働基準監督署管内における建設工事関係者連絡会議を設置し、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底のための安全衛生パトロールの実施等の取組を協議し、合意したものを実行に移していくことにより、建設工事における労働災害の一層の減少を図ることとする。

2 構成員

別表のとおりとする。

3 協議事項

(1) 発注機関等の取組

- (ア) 安全衛生に配慮した発注の促進
- (イ) 発注時等における施工者の安全衛生の取組評価の促進
- (ウ) その他発注者の安全衛生活動の促進に関する事項

(2) 建設関係団体等の取組

- (ア) 災害防止団体による現場指導
- (イ) 建設関係団体会員間の相互パトロール
- (ウ) その他建設関係団体会員による自主的な安全衛生活動の促進に関する事項

(3) 発注機関等、建設関係団体等及び労働行政機関が協力した取組

- (ア) 関係者による合同パトロール
- (イ) 緊急時の相互連絡体制の整備
- (ウ) その他連絡会議関係者が協力して行う安全衛生の取組に関する事項

(4) 建設工事関係者連絡会議の開催及び運営に関すること

4 開催頻度

年に 1 度の定例開催及び労働災害多発等緊急事態を受けての臨時開催とする。なお、開催にあたっては、事務局から構成員に対して開催案内を通知することとする。

5 適用年月日

本要綱は、平成 27 年 8 月 26 日から適用する。

平成 29 年 8 月 24 日 改定

1. 発注機関

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所
国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所
鳥取県西部総合事務所米子県土整備局
鳥取県西部総合事務所農林局
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局
米子市役所
米子市水道局
境港市役所
大山町役場
日吉津村役場
伯耆町役場
南部町役場
江府町役場
日野町役場
日南町役場
中国電力(株)米子営業所
米子瓦斯(株)
西日本旅客鉄道(株)米子支社
西日本高速道路(株)中国支社米子高速道路事務所

2. 建設業関係団体

一般社団法人鳥取県西部建設業協会
一般社団法人鳥取県日野建設業協会
鳥取県西部クレーン建設業協会
米子地区建設業労働災害防止協議会
米子市建設業協議会
美保基地安全推進協議会

3. 労働行政機関(事務局)

米子労働基準監督署